

- 京都府議会 2008 年 6 月定例会で日本共産党の迫祐仁議員が行なった一般質問と答弁の概要をご紹介します。

迫 祐仁（日本共産党、京都市上京区） 2008 年 7 月 7 日

【迫】日本共産党のさこ祐仁です。通告に基づき知事ならびに関係理事者に質問いたします。

住宅耐震改修助成制度を府内全市町村に広げ、使い勝手の良いものに

【迫】まず、住宅耐震改修制度について質問いたします。

中国四川省の大地震は死者 8 万人、被災者は 2000 万人を超える大惨事になりました。地震被害のすさまじさに日本中の人たちが不安を抱いているさ中、6 月 14 日に岩手、宮城県を中心にマグニチュード 7.2 という内陸直下型の岩手・宮城内陸地震が発生し、死者行方不明者 22 人と多数の被災者が出ています。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆さんへお見舞いを申し上げます。

今回の地震は、いままで活断層といわれていなかったところで、発生した地震であり、改めて一刻も早い地震対策が求められていることを示したものです。

京都の状況はどうでしょうか。京都府地震被害想定調査委員会は 5 月 26 日に、京都市内の「花折断層帯」を震源とするマグニチュード 7.5 の地震が起きた場合の調査結果を発表しました。

京都市内は震度 7 また 6 強で、向日、長岡京、八幡、宇治、城陽、大山崎、久御山の各市町村の一部も 6 強。京都市内の死者数は最悪で 5400 人。府内全体では負傷者 75400 人、建物全壊 14 万 7800 棟などと予測し、死者数の約 3/4 が家屋倒壊によるものといわれています。

被害を少なくするために、京都府は昨年 3 月に「京都府建築物耐震改修促進計画」を策定し、2015 年度までに約 16 万戸の耐震改修、そのうち耐震改修助成制度の活用で 2 万 6 千戸を実施し、平成 15 年現在 74% の住宅耐震化率を 90% にする目標を持っています。これを実現するには、年に平均すれば約 3000 戸以上が助成制度を活用する計画ですが、昨年度の木造住宅耐震改修助成制度の活用は、わずか 1 件でした。これでは実現のめどはないのではありませんか。

いまの京都府の耐震改修工事の進捗具合で、もし岩手・宮城型の地震が襲ったら府民の安心・安全を守ることができるのでしょうか。大変遅れているのが実際ではないでしょうか。

こうした中、府民の運動と府議会での論戦を通じ、今年度から、木造住宅耐震改修助成制度の要件を一部緩和いたしました。知事は記者会見で「地震に強い京都を実現するため 木造住宅耐震改修助成制度を大幅に拡充しました」と発表されました。

しかし、「大幅に拡充した」といっても、府下のすべての市町村にこの耐震改修助成制度がなければ府民は利用したくても利用できないのです。現時点で制度が存在するか創設の動きがあるのは 10 市町にとどまっています。そこでまず、伺います。この制度を実効あるものにするために、今年度すべての市町村で耐震助成制度が創設されることこそが必要ですが、その見込みがたったのですか。遅れている原因は何で、支援策はどのようにしようとしてされているのでしょうか。お答えください。

また、耐震改修助成制度が具体的に進まない要因には、この制度の使い勝手の悪さもあるのではないのでしょうか。

そのひとつは、工事費用です。私の住む上京区では、老朽化の進む住宅にお年寄り世帯が多くみかけられます。劣化の著しい老朽木造住宅で建物全体の耐震性を高めるには、高額な工事費が必要であり、耐震改修

を行いたくても年金収入だけでは、工事費用を払えないので改修ができないということです。所得の低い高齢者の世帯などが費用負担に心配なく安心して工事にかかれるように、工事費用の助成をもっと増額すること、また、低所得者への特別措置などが必要と考えますが、いかがですか。

二つ目には「部分的な耐震改修や補強」工事についてです。わが党議員団は、評点1.0以上への強化は当然必要と考えますが同時に、「減災」という観点から、神戸市や和歌山県で実績を挙げている、評点の低い老朽家屋を一定期間内に、複数回の工事で1.0以上を満たす「段階的な耐震改修」工事や、地震時にすぐに避難できない人、特に高齢者や乳児などの寝室や居間など主な生活空間の安全性を応急的に確保する「部分的な補強工事」への支援を早急におこなうべきだと提案して来ました。この6月、京都市は、高齢者等の住む木造住宅を建物全体だけでなく、1階部分の部分改修や、寝室などの主な生活空間をシェルター化して補強するなどの部分的な耐震改修を含む簡易耐震改修工事も対象となる制度の実施を明らかにしました。京都府の制度もこの京都市の木造住宅の簡易改修工事制度と同じようにできるよう改善すべきではありませんか、いかがですか。

三つ目に、こうした耐震改修工事を地元建築業者の仕事確保に結びつけることです。本府の場合、すでに「京都の木の家づくり支援事業」において「緑の公務店」に登録されている業者は、ほとんど府内の建築業者、工務店であり、府の交付金事業を地元建築業者の仕事確保につなげています。耐震改修助成制度においても地元の仕事は地元の建築業者に仕事が確保されるような同様のシステムをつくることを求めますが、いかがですか。お答えください。

【知事】 迫議員のご質問にお答えします。

住宅の耐震改修助成制度についてであります。大規模地震に対し、府民の安心・安全を守ることは、京都府としても重要な課題であると考えており、昨年度木造耐震改修助成制度を創設いたしました。本制度の活用にあたりましては、地震に強いまちづくりのために努力される市町村と連携していくことが大変重要であり、そのため、京都の助成制度と一体となっているだけに、市町村の制度の創設が不可欠であります。ですが昨年度は、城陽市、長岡京市での制度化にとどまり、本制度の活用が進んでいない状況にあります。そこで、市町村や府民の皆さんからのご意見、ご要望も踏まえ、より使い勝手のよい制度となるよう、今年度、密集市街地に限定していた対象地域の緩和、住宅の規模要件の廃止、改修後の耐震の評点の1.0についての緩和、設計費を補助対象に追加、そして所得税控除要件の撤廃の5項目について、要件緩和を行なったところであります。今年度は現在のところ、京都市を含め10市町で制度化されており、これで市町村の地域指定の問題はあるんですけれども、10市町が京都府内の大体、世帯の約8割をカバーしているだけに、かなり大幅に範囲は広がったといえると思います。残る市町村についても、早期に助成制度が創設されるよう、引き続き要請してまいりたいと考えています。

耐震診断も、これまで2000件を超えるなど、着実に増えてきており、今回の四川大地震、岩手・宮城の地震などから府民の関心も高まっておりますだけに、助成制度の活躍が進んでいくことを期待しているところであります。京都府といたしましては、このほか、府立学校等の耐震化にも取り組んでいるところでありますが、今後とも市町村や関係団体とも連携しながら、助成制度の一層の周知に努め、災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えております。

【建設交通部長】 住宅耐震改修助成制度における高齢者、低所得者への対応や、建物の部分改修への補助等についてであります。今回、市町村や府民のご意見、ご要望を踏まえ、府民全体に使い勝手がよくなるよう、制度の大幅な要件緩和を行なったところであります。まずは新しい制度の普及を図っていきたくてお

ります。

地元業者の仕事の確保につきましては、耐震診断士の派遣において、これまでから府内の建築関係団体と協力しながら実施してきたところであり、耐震改修につきましても、団体と十分に連携して、建築業者の方へ本制度の周知を図ることにより、一層の普及に努めてまいりたいと考えております。

【迫】いま、知事が答弁をされましたけれども、耐震の改修助成制度について、早期に各市町村と連携をしていくということでもありますけれども、知事がそういう努力をしていくという発言をされました。この努力を本当に各市町村とあわせて実施をされていくということで、実現のためにしっかりと行なってほしい、耐震改修助成制度をしっかりとやってほしいと思います。すべての市町村で制度を創設して、利用できるように対策を講じるべきだということを、要望しておきます。

そしてまた同時に、岩手・宮城内陸自身の被害の方が「朝の連続テレビ小説が終わり、居間でくつろいでいる最中に、突き上げるような衝撃を感じた。逃げようとしたのもつかの間、強烈な揺れに立つこともできず、ひざをついたまま、物が揺れるのを、恐怖を感じながらただ眺めているだけだった」と言われています。すぐに避難できなくても1階部分の生活空間の一部でもシェルター化して補強する京都市の木造住宅の簡易改修工事制度を京都府でも同じように使える制度にしていくことで、地震による被害を減らし、また命を守っていくことができると思われませんか。お答えください。

【建設交通部長】住宅耐震改修助成制度の部分改修についての再度のご質問であります。先ほどもお答えしましたように、府としては広く府民に利用していただくということを考えて、今回要件を緩和して新しい制度としたところでありますので、まずはその普及に全力を尽くしたいと思っております。

大型店出店とその対策について

【迫】次に大型店の出店とその対策についてお聞きします。

いま、労働者の賃金抑制による消費購買力の低下で、地元の商店街や中小小売店は、物が売れない厳しい状況が続いています。さらに燃料や原材料などの高騰で本当に厳しい状況です。

そのうえに、追い討ちをかけているのが京都駅周辺などの大型店の出店ラッシュです。

京都市内への大型店出店届出件数は、一昨年と昨年で10軒です。京都駅前のビックカメラは、京都駅のホームから直接、入れる特別な形で出店しました。さらに、近鉄跡のヨドバシカメラの出店計画、八条口のシネコンも併設されたショッピングセンターが建設中です。周辺の業者からは、「このまま、困っている小売り業者をほったらかしにする気か」「行政は何をしてくれているのか。」とあきらめと怒りの声が聞こえる大変な事態をまねいています。しかもその影響は近隣商店街や京都市内だけにとどまりません。府内の小売商店にも大打撃を与えているのです。ところが、京都市の星川副市長は「四条界限、京都駅周辺など都心や交通結節点への商業集積は、大都市京都の魅力を増すもの。にぎわいづくりに大きく貢献している」といっています。わたしは、地元小売店の実情を知らないとんでもない発言だと思います。

本年2月の予算委員会で、わが党西脇議員が「大型店が出店して商店街がどうなったのかも含めて商店街の実態調査をされているのか」と質問した際に、府は「地元の商店街、商店者のみなさん方から十分ご意見を聞いている」と答えられました。そして、「府内商店街・小売業のヒアリングの状況について」とする資料が提出されました。ところが、その資料は、府中小企業技術センターの「主要業界団体及び企業のヒアリング」と府中小企業団体中央会の情報連絡員からの景況報告をまとめたもので、地元商店街の意見を聞いているとは、どうてい、言えないものです。しかも、その内容は「商業施設・京都駅周辺の商業施設は、観光客

が多く、売上高・客数ともに好調でした」とされ、まさしく大型店は好景気だとわかります。ところが、資料には大型店の出店によって地元の小売店がどう影響を受けているかがまったくありません。これでどうして本当に実態をつかんでいると言えるのでしょうか。

長崎県では、大型店進出の影響について実態調査を商店街だけでなく消費者からも3年ごとにおこなっています。大型店出店前後の来街者数の変化、売上げの増減の原因、商店数の変化、高齢者への取組状況、空き店舗対策、駐車場問題、商店街の活性化に関する行政機関や関係団体への要望など細かく調査をしています。大型店の影響を受ける中小商店及び商店街の活性化と中小企業の支援機関などが行なう経営相談、経営戦略立案等に役立てて親身な対応をしています。

そこで、知事にお伺いいたします。

一つは、京都府として、京都駅周辺の大型店出店が府内の小売業者にどのような影響を与えているのかを調査し、支援等を検討すべきと考えますが、いかがですか。

二つ目に、いま求められていることは、これ以上の大型店の進出を規制することです。いま街づくり三法に基づいて「特定大規模小売店舗制限地区建築条例」が向日市や長岡京市などで提案され、大型店の出店を規制する地域をひろげようとする努力がされています。各自治体がこうした努力で大型店の進出を規制し、小売店、商店街を守ろうとしても、京都市内にどんどん大型店が立地すればその影響は大きく近郊市の商店街、小売店を守ることはできません。

だからこそいま、京都府が広域調整機能の役割を果たすため京都市に働きかけることが求められているのではないのでしょうか。そのためにも、独自の条例などの制定に努力されている他の県に学び、京都府独自の条例などを作成し、これ以上の大型店の出店に歯止めをかけるべきだと思いますが、いかがですか。

そして三つ目ですが、大規模小売店の出店は広範囲にわたって生活環境やまちづくりなどで、地域社会に大きな影響をおよぼします。大型店は、その規模にふさわしく、地域実情にあった地域貢献が求められています。京都府でも府内市町村への特定大規模店の進出にさいしては地域貢献を求めています。また、既存の大型店についても地域によっては一定の地域貢献を求めています。しかし、政令指定都市の京都市はその定めがありません。京都市に対し、地域貢献を求めるよう府として協議をしていくべきではないのでしょうか。お答えください。

【商工労働観光部長】大型店の出店とその対策についてであります。京都駅周辺など京都市内への大型店出店については、法律上の権限を有する京都市が、地域貢献問題を含め、市のまちづくり条例や商業集積ガイドラインプラン等に基づき対応されているところではありますが、京都市内の中小小売商業の振興は非常に重要でありますので、日頃から、地元商店街等から実情を把握し、府市協調により、地域の特色を生かしたチャレンジ精神あふれる取り組みの支援や、商店街を牽引する意欲的商業者グループの支援、制度融資や経営指導等により、商店街の活性化を支援しているところであります。

今後とも、京都市とも連携を図りながら、全力で、商店街、中小小売商業の振興に取り組んでまいります。

【迫】いま、「実情を聞いて支援をしている」、このようにおっしゃいました。府が業者の声を聞いたようにおっしゃっているんですけども、実際には、私が業者の方とお話をしましたけれども、実態はこうです。「行政は府も市も何にも聴きに来ない」「組合の会合で自分らの状況を話したりするが、行政からは影響による実態調査をしてほしいという声もかかってきていない」「私は組合にも入っていないので、どこからも大型店出店問題だけでなく蛍光灯の回収の情報もはいつてこなかった」、このように言われています。実態を全くつかもうとしていない行政のこういう態度に対する怒りの声となって表れております。

知事が現地現場主義をモットーとされるなら関係者の声を誠実に聞くこと、そのため府として府内の小売商店の影響調査を直接おこなっていくことを要望しておきます。

中小企業への制度融資について

【迫】次に中小企業への制度融資についてお聞きします。

京都府・京都市の行っている中小企業への制度融資の受付窓口は、2004年に民間金融機関へ移行されました。そのために、現在の京都府の制度融資は、金融機関へ直接申し込みをせざるをえません。ところが、金融機関の窓口の対応によって借入申込者が振り回され、融資をあきらめざるを得ない状況が生まれています。

私がお聞きした京都市内のある造園業の方は、金融機関から「セーフティーネット5号認定に該当するので2本の借入融資を一本化できる」と連絡があり、申し込みました。ところが、数日後、突然「5号認定に当てはまらないので別の方法で申し込みを考える」と言われました。そこで、京都市中小企業センターに相談をすると「銀行の主張はおかしい。5号認定にあてはまる」といわれ、5号認定の申し込み用紙を直接渡されましたが、「本人の直接の申し込みは認めていないから。銀行からの申し込みをして」と説明されました。

この件は「セーフティーネット5号認定」対象業者の判断の仕事まで金融機関にまる投げされていることを示しています。そのうえ民間金融機関は回収の見込みがあるかないかを判断の基準にしているのですから、中小企業の資金繰りを支援する制度融資の趣旨まで歪められていることとなります。

制度融資の申込み相談窓口を金融機関にしている限り、中小業者の金融相談を門前払いにしたり、ワンストップどころか、いったりきたりさせて、排除しかねないのではないのでしょうか。中小零細業者の苦しい現状を救い、制度融資の問題を解決するという、行政の役割をはたすためにも、制度融資の受付窓口を行政機関に戻すべきだと考えますが、いかがですか。

次に中小業者の再生支援のために、制度融資の求償権放棄についてお聞きします。

京都の中小企業の経営環境の悪化は多くの方が認めるどころです。事業のために借入をし、事業不振で返済が困難になり代位弁済になっている中小業者もいます。またそういう中小業者の方でも毎日の資金繰りに苦しみながらも頑張って営業をされておられ、新たな借入入れが実行されたら、再建できる方もいます。しかし、現在は、新たな制度融資を借入入れることができないのが現状です。私も業者の方と一緒に銀行や、保証協会に何回か話し合いにも行きましたが、「まず、代位弁済分を解決することが先だ」といわれ、制度融資での借入入れはできませんでした。けれども業者の中には、事業を行っていくには運転資金が不足するので仕方なくマチ金やサラ金など高利に手を出して泥沼にはまり事業を再生できない方もでてきます。また、代位弁済になっている中小業者の同居家族や保証人になっている業者の方も、新たに事業資金の借入入れをすることが困難となっています。

これまで、保証協会の保証付きの制度融資の場合、代位弁済になった業者は、新たな信用保証は受けられずに、事業再生の道が閉ざされていました。ところが、政府は、地域企業の再建を支援するために、保証協会の求償権放棄を平成18年1月から認めることとしました。しかし、自治体の行なう制度融資はその対象にしませんでした。

こうした中、今年の1月28日に経済産業省と総務省が、自治体の制度融資を活用していた中小業者が、返済不能になった際に、自治体が条例を制定すれば、保証協会が債権を放棄して経営再建を進められるようにできる、「制度融資損失補償条例」案を提示しました。

本府では、代位弁済の企業に対して、求償権返済分に真水をプラスして貸し付ける「求償権消滅保証」方式による再生支援融資で対応しているため、「求償権放棄方式」に比べ返済額が減らないのが現状で制度利用

も2件しかありません。

信用保証協会の求償件について代位弁済分を中小業者から返済を求めることは基本ですが、厳しい中小業者の現状から業者の求償権を返済できる条件に、債権を一部でも放棄することで返済額にゆとりができ、業者の再生支援が可能になる体制をつくっていくことが必要だと考えます。

すでに千葉県では、県中小企業融資損失てん補条例を一部改正し、新潟県では新たに国の示した提案を基本にして、中小業者の事業再生の道を開くために6月議会において、条例が提案されています。

中小企業の再生のためにもこの「制度融資損失補償条例」を制定することが本府でも必要ではないでしょうか。積極的な答弁をお願いします。

【商工労働観光部長】 中小企業向け融資制度についてであります。中小企業にとって利便性の高い事業であることが重要であります。こうしたことから、従来は行政機関の窓口のみで相談、受け付けを行ってきたものを、平成16年4月から金融機関でも相談、受付ができるようにするとともに、金融機関、保証協会、商工団体等と、中小企業地域金融対策協議会を設置し、制度の円滑な運営を図っているところであります。その結果、金融機関の専門的なアドバイスが受けられ、また、融資の迅速化が図られるなどの効果があり、融資利用総数も約2.5倍と大きく伸びたところであります。

なお、広域振興局等においても、引き続き融資相談に応じております。

次に、国から示された制度融資損失補償条例案についてであります。京都府では中小企業再生支援融資を平成17年度に、京都市とともに創設し、多くの企業の再生と雇用の場を確保するなど、着実に効果をあげてきております。中小企業の再生をより効果的に進めるため、今後とも、国から提示された条例案も含め、様々な角度から研究することとしております。

【迫】 わたしは、京都府の施策が住民の暮らしや営業を守る上で、実効あるものとなるよう数点提案しました。ぜひ今後も前向きに検討していただくようお願いして質問を終わります。